

福井市長 選挙

投票日

12月10日(日)

あなたの
お
推しに投票
しよっさ!



行かないと
未来はきっと変わらない

(令和5年度 明るい選挙啓発キャッチフレーズ・標語 金賞作品)

※この裏面に、「期日前投票宣誓書(兼 請求書)」の様式があります。期日前投票をする方は、1人につき1枚、様式に必要事項を記入し、期日前投票所の係員に提出してください(複数必要な場合はコピーして使用してください)。記入例は下記のとおりです。

※様式は、各期日前投票所にも置いてあります。また、福井市選挙管理委員会のホームページから印刷して使用することもできます。

※期日前投票について、詳しくは、このチラシや、ホームページをご覧ください。

記入例

期日前投票宣誓書(兼 請求書)

私は、次の事由によって令和5年12月10日執行の **福井市長選挙** の当日、自ら投票所に行って投票することができない見込みです。

期日前投票事由

- ＊ 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- ＊ 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- ＊ 疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容
- ＊ 交通至難の島等に居住・滞在
- ＊ 住所移転のため、福井市外に居住
- ＊ 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

令和5年から
事由の選択は
不要となりました

以上、真実に相違ないことを誓い、投票用紙の交付を請求します。

福井市選挙管理委員会委員長 あて

太枠内を記入してください

氏名	令和 5 年 12 月 ○○日 ※必ず、期日前投票をする本人が自書してください。 投票 いくよ
生年月日	大正・昭和・平成○○年○○月○○日
現住所	福井市 大手3丁目10-1
選挙人名簿に記載されている住所	※現住所と異なる場合のみ記入してください。 福井市

(入場券を持参しない場合のみ使用)

対 照	交 付

投票区	頁 数	番 号	①・②

転出	転入	転居
福井市から他市町村へ転出した人	他市町村から福井市へ転入した人	福井市内で住所移転した人
	9月3日以降に転入届を出した人	11月20日までに転居届を出した人
	9月2日までに転入届を出した人	11月21日以降に転居届を出した人
	投票所で投票します。	転居後の住所地の投票所で投票します。
	投票できません。	転居前の住所地の投票所で投票します。

満18歳以上(平成17年12月11日までに生まれた人)の日本国民で、令和5年9月2日以前から福井市に住民登録のある人

投票ができる人

第94投票所 蒲生潮風荘 ↓ 越廼公民館

次の投票所が変更になります。

投票所の変更

ただし、一部の投票所は午後7時で閉鎖します。入場券や市選挙管理委員会事務局のホームページなどでご確認ください。

投票時間

午前7時～午後8時

令和5年12月10日(日)

投票日

投票所入場券

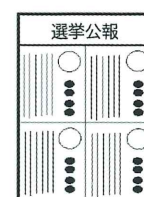
12月1日(金)頃までに各世帯にはがきで郵送します。入場券は世帯主の名前で届きますが、はがきを開くと、その世帯の有権者の名前が5人まで書かれています(5人目は投票所周辺地図の上に記載)ご確認ください。
※入場券がお手元に無い場合でも投票できますので、投票の際、係員にお知らせください(期日前投票をする場合も同じです)。

選挙公報

12月4日(月)頃から順次、各世帯に配布します。各公民館にも置いてあります。

また、12月4日(月)頃、福井市のホームページに掲載します。

※立候補届出者一覧・氏名揭示は12月3日(日)の夜にホームページに掲載します。



点字投票・代理投票

視覚に障がいのある人は、点字による投票ができます。

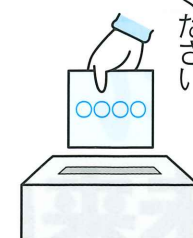
また、心身の故障等のため自分で投票用紙に書くことができない人は、市職員が代筆(代理投票)します。

いずれも投票所の係員に申し出てください。

投票の方法

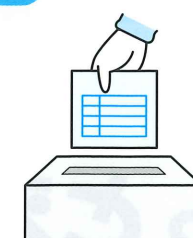
「期日前・不在者投票」と「投票日の投票」で、投票の方法が異なります。(投票用紙は、白色の用紙に黒色の文字)

【期日前・不在者投票】
候補者名を書いてください。



▲ 候補者名を書いてください。

【当日投票】
投票しようとする候補者名の上の欄に「○」を書いてください。



▲ 候補者名の上の欄に「○」を書いてください。

開票

12月10日(日)の午後9時15分から福井市体育館で行います。

市選挙管理委員会のホームページでは、次の情報をお知らせします。

- ・市内の全投票所と期日前投票所の周辺地図
- ・投票開始から1時間ごとの推計投票率
- ・開票速報 など

福井市選挙

で検索してください。



投票日に投票に行けない人は、**期日前投票**または**不在者投票**ができます

期日前投票ができる場所	時 間
福井市役所〔市民ホール〕(大手3-10-1)	午前8時30分～午後8時 ※ただし、8日(金)のみ、午後9時まで延長します
宮ノ下公民館 (島山梨子町22-9)	午前8時30分～午後8時
森田公民館 (下森田藤巻町2)	
防災センター (和田東2-2207)	
美山連絡所 (美山町7-1)	
越廼公民館 (茶崎町1-68)	午前10時～午後8時
清水健康管理センター (風巻町28-8-1)	
みどり図書館 (若杉3-301)	
えちぜん鉄道 福大前西福井駅ビル (文京4-3-1)	
ラブリーパートナー エルパ (大和田2-1212)	午前10時～午後7時30分
パリオCiTY (松城町12-7)	
ショッピングシティ ベル (花堂南2-16-1)	
アオッサ (手寄1-4-1)	

福井市役所で期日前投票をされる人へ
市役所隣接の大手駐車場(30分間無料)をご利用ください。



◆**期日前投票**
期間 12月4日(月)～12月9日(土)

◆**期日前投票宣誓書(兼請求書)**

・期日前投票を行うには、1人につき1枚、「期日前投票宣誓書(兼請求書)」の提出が必要です。3ページの様式に必要事項を記入し、期日前投票所の係員に提出してください。(様式はコピーして使用できます)。
・様式は、各期日前投票所にも置いてあります。また、福井市選挙管理委員会のホームページから印刷して使用することもできます。
・本人確認がスムーズに行えますので、入場券がお手元に届いている場合はご持参ください。

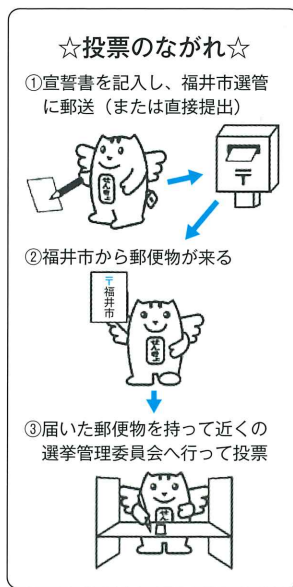
《期日前投票所の変更について》
新しく、「宮ノ下公民館」と「越廼公民館」で投票できるようになりました。「すこやかドーム」と「蒲生潮風荘」では投票できません。

あらかじめ宣誓書を記入しておく、投票の受付が早く済みます。



〈お問合せ・郵便はこちらへ〉
〒910-8511
福井市大手3丁目10番1号
福井市選挙管理委員会事務局
☎20・5545
(市役所 別館5階)

◆**不在者投票**
福井市外で
長期の出張など、何らかの理由で福井市にいない場合、市選挙管理委員会に投票用紙を請求し、滞在中の市町村の選挙管理委員会に投票する制度があります。(様式は福井市ホームページから印刷、または福井市役所、最寄りの市役所でも入手可能です。マイナンバーカードを使ってインターネットから請求することもできます。)



◎**指定病院、施設などで**
県選挙管理委員会が指定する病院や老人ホームなどに入院または入所している人は、施設の管理者に申請して、施設で投票することができます。

◎**郵便で**

身体障害者手帳や介護保険被保険者証などを持っている人で、次のような状態のために投票所へ行けない人は、市選挙管理委員会に投票用紙を請求し、郵便で投票できる制度があります。
例 両下肢の障がい 1級又は2級
体幹の障がい 1級又は2級
要介護状態区分 5 など
※新たに郵便での投票を希望する場合は、**12月6日(水)**までに手続をする必要があります。

郵便でのやり取りになりますので、**問合せや手続はお早めにお願ひします。**

期日前投票宣誓書(兼 請求書)

私は、次の事由によって令和5年12月10日執行の**福井市長選挙**の当日、自ら投票所に行って投票することができない見込みです。

期日前投票事由

- * 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- * 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- * 疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容
- * 交通至難の島等に居住・滞在
- * 住所移転のため、福井市外に居住
- * 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

以上、真実に相違ないことを誓い、投票用紙の交付を請求します。

福井市選挙管理委員会委員長 あて

太枠内を記入してください

氏 名	令和 5 年 12 月 日 ※必ず、期日前投票をする本人が自書してください。
生 年 月 日	大正・昭和・平成 年 月 日
現 住 所	福井市
選挙人名簿に記載されている住所	※現住所と異なる場合のみ記入してください。 福井市

(入場券を持参しない場合のみ使用)

対 照	交 付

投票区	頁 数	番 号	①・②

投票所での困りごと、サポートします

投票所では、投票者が困った際にお助けできるよう準備しています。

投票所で困ったら、お気軽に投票所の係員にご相談ください。投票を支援します。



眼鏡を忘れてしまって、 文字が良く見えない…

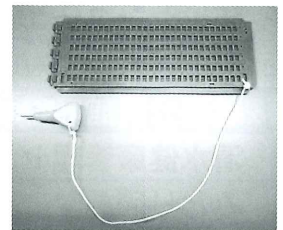


老眼鏡やルーペを
ご用意しています。

目が不自由なので、 点字で投票したいのですが…

係員に申し出ていただければ、
点字用の投票用紙で投票
できます。

ご自分の点字器を使用できます。
投票所にも点字器をご用意してい
ます。



手を怪我して、文字がかけません

代理投票制度があります。

係員が代わりに投票用紙に記入します。

話せないで 筆談したいです



紙と筆記用具をご用意して
います。
また『筆談ボード』もご
ざいます。

困っていることを 伝えることが難しいです



よくある問い合わせを簡単な文
とイラストで記載した『コミュ
ニケーションボード』をご
利用ください。

対応してほしいことを指差して
意思を伝えられます。

投票所で上手く意思疎通できるか 心配な方！

そのような時は、「投票支援カード」をご
利用ください。
手伝って欲しいことを書き込んで、投票所
係員に渡すだけ！



こちらから用紙を
ダウンロードできます

とにかく助けが必要です…



支援カードを係員に
ご提示ください。

QRコードを読み込
んで、スマホの画面
を見せるだけでも
OKです。



どうよう しえん 投票支援カード

このカードを^{どうようじょ}投票所の係員に渡してください。
^{かりいん}係員が^{どうよう}投票をお手伝いします。

あなたがしてほしいことを^{えら}選んでください。

- ☐ ^{どうようじょ}投票用紙に代わりに書いてほしい。(代筆してほしい)
☐ ^{そほか}そのほかの手伝ってほしいことを書いてください。

(例) ・ゆっくり話してほしい。
・文字を読んでほしい。

- ・コミュニケーションボードを使ってほしい。(筆談してほしい)
- ・投票所内を誘導(案内)してほしい。

※ このカードではなく、口頭でもお手伝いします。

ふくいしせんぎょうりいんかい
福井市選挙管理委員会